

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年6月28日提出
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-6843-1413
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	東証REITインバースETF
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初自己設定額 20億円を上限とします。 (2)継続申込額 500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので2023年9月19日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（2）【ファンドの沿革】

＜訂正前＞

2023年10月5日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
2023年10月6日
・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場（予定）

＜訂正後＞

2023年10月5日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
2023年10月6日
・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

（3）【ファンドの仕組み】

＜更新後＞

② 委託会社の概況（2024年4月末現在）

- 1）資本金
370百万円
- 2）沿革
1999年11月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立
1999年12月：投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号
2000年5月：投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号
2001年4月：投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号
2007年9月：金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第341号
- 3）大株主の状況

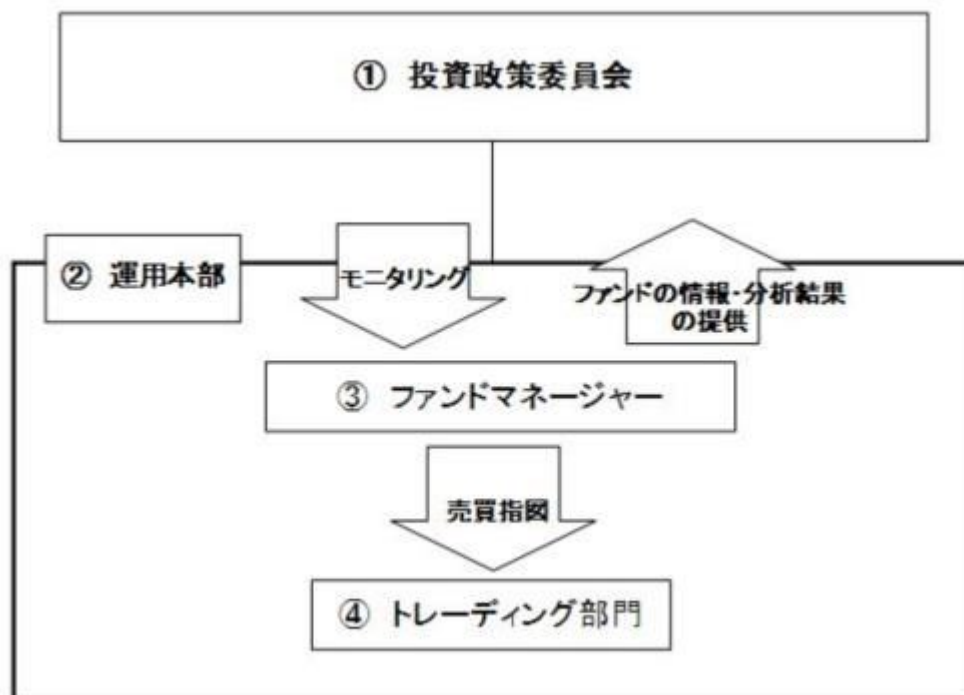
名 称	住 所	所有株数	所有比率
（株）シンプレクス・ファイナ ンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

2【投資方針】

（3）【運用体制】

＜更新後＞

◆当ファンドの運用体制



- ① 投資政策委員会
投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。
- ② 運用本部
①で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。
- ③ ファンド・マネージャー
運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
- ④ トレーディング部門
ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。（ファンド・マネージャーが自ら取引を執行することが望ましいと判断される場合には、ファンド・マネージャーがトレーディングを併せて担当します。）
- 投資政策委員会の構成員は、運用本部の主要スタッフ、リスク管理統括本部長、コンプライアンス本部長および管理本部長となっております。
 - 運用本部は、22名、そのうち、トレーディング部門は、3名で構成されています。
 - 社内規程を策定し、ファンド運用に関して遵守すべき基本的な事項を定めております。

<委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等>

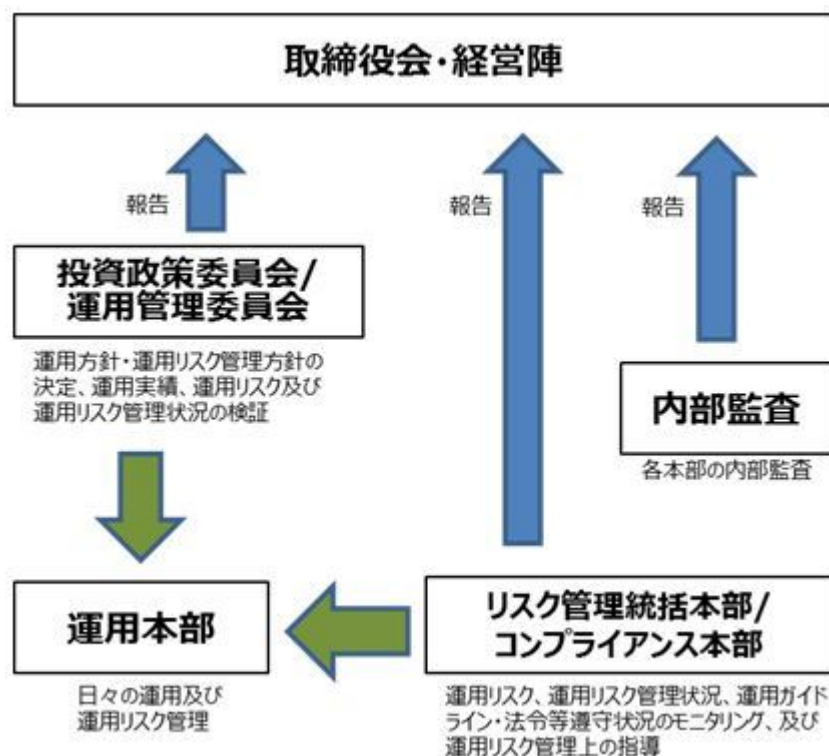
当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

※上記は2024年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<更新後>

(2) リスク管理体制



※上記は2024年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

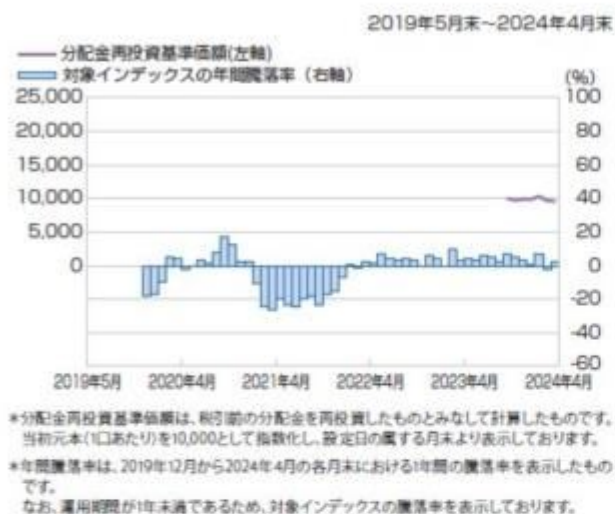
＜流動性リスクの管理体制＞

- ・当社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証を行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

＜更新後＞

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2019年5月から2024年4月の5年間(当ファンドは2019年12月から2024年4月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

※決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(5) 【課税上の取扱い】

＜更新後＞

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象とな

ります。
当ファンドは、NISAの対象ではありません。

- ① 個人受益者の場合
- 1) 受益権の売却時の課税
売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。
- 2) 収益分配金の受取り時の課税
収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- 3) 解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。
※確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま
す。）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）、収益分配金お
よび特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま
す。）については、上場株式等
の譲渡損失と損益通算が可能です。
- ② 法人受益者の場合
- 1) 受益権の売却時の課税
受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。
- 2) 収益分配金の受取り時の課税
収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われ、他の法人所
得と合算して課税されます。
- 3) 解約金および償還金に対する課税
受益権の解約価額および償還価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されま
す。
- 4) 益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。
- ※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は2024年4月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更
になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めしま
す。

5【運用状況】

【東証REITインバースETF】

以下の運用状況は2024年 4月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	869,232,078	62.29
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	526,240,832	37.71
合計(純資産総額)		1,395,472,910	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	売建	日本	1,394,492,000	△99.93

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第1220回国庫 短期証券	540,000,000	99.91	539,515,620	99.88	539,377,380	—	2025/3/21	38.65

日本	国債証券	第1207回国庫 短期証券	170,000,000	100.04	170,069,639	99.95	169,926,219	—	2025/1/20	12.18
日本	国債証券	第1202回国庫 短期証券	160,000,000	100.03	160,056,662	99.95	159,928,479	—	2024/12/20	11.46

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	62.29
合計	62.29

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等(円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	東証REIT指数先物	売建	773	日本円	1,350,174,050	1,394,492,000	△99.93

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格(円)
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
2023年10月末日	468	—	997	—	997
11月末日	457	—	974	—	981
12月末日	355	—	986	—	988
2024年 1月末日	374	—	985	—	984
2月末日	536	—	1,032	—	1,031
3月末日	1,316	—	968	—	966
4月末日	1,395	—	956	—	956

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
当中間期	2023年10月 5日～2024年 4月 4日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
当中間期	2023年10月 5日～2024年 4月 4日	△1.50

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
当中間期	2023年10月 5日～2024年 4月 4日	2,090,000	710,000

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

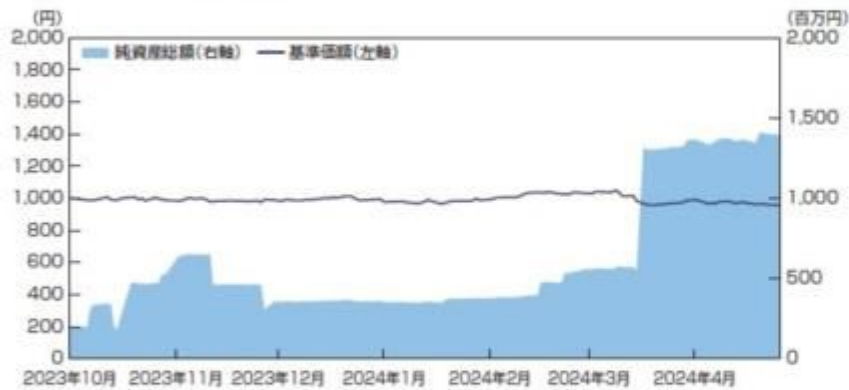
《参考情報》

＜更新後＞

運用実績

(2024年4月30日現在)

＜基準価額・純資産の推移＞



＜分配の推移＞

該当事項はありません。

＜主要な資産の状況＞

■資産の配分

組入資産	比率
公社債	62.3%
現金その他	37.7%

■株価指数先物取引の状況

取引内容		比率
東証REIT先物	2024年6月限 売建	99.9%

＜年間収益率の推移＞（暦年ベース）



・ファンドの年間収益率は、基準価額で計算しています。
・2018年*から2022年末までは、対象インデックス（東証REITインバース（－1倍）指数）の年間騰落率です。あくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
*2018年は対象インデックスの基準日（12月7日）から年末までの騰落率を表示しています。
・2023年は設定日（10月5日）から年末までの騰落率、2024年は年初来4月末までの騰落率を表示しています。

※ 上記は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

＜訂正前＞

- 販売会社は、2023年10月6日以降、分割される受益権を、取得申込日の午後3時までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（2万口）以上かつ委託会社が別に定める申込上限口数以内の口数で委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付

けることができるものとします。なお、午後3時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。

- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場（2023年10月6日上場予定）しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

<訂正後>

（2024年11月4日まで）

- ・販売会社は、2023年10月6日以降、分割される受益権を、取得申込日の午後3時までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（2万口）以上かつ委託会社が別に定める申込上限口数以内の口数で委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後3時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。

（2024年11月5日以降）

- ・販売会社は、2023年10月6日以降、分割される受益権を、取得申込日の午後3時30分までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（2万口）以上かつ委託会社が別に定める申込上限口数以内の口数で委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後3時30分以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

（3）取扱時間

<訂正前>

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

<訂正後>

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※2024年11月5日以降は、原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とする予定です。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

（1）受益権の解約

<訂正前>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低口数（2万口）以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後3時までに、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

<訂正後>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低口数（2万口）以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後3時までに、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

※2024年11月5日以降は、原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とする予定です。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（3）取扱時間

<訂正前>

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

<訂正後>

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※2024年11月5日以降は、原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とする予定です。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2023年10月 5日から2024年 4月 4日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【東証REITインバースETF】

（1）【中間貸借対照表】

(単位：円)	
当中間計算期間末 (2024年 4月 4日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	415,057,812
国債証券	869,373,368
派生商品評価勘定	4,004,020
未収利息	620
前払金	11,068,860
差入委託証拠金	82,667,339
流動資産合計	1,382,172,019
資産合計	1,382,172,019
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	18,572,010
未払受託者報酬	133,440
未払委託者報酬	1,868,109
その他未払費用	1,918,948
流動負債合計	22,492,507
負債合計	22,492,507
純資産の部	
元本等	
元本	1,380,000,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△20,320,488
元本等合計	1,359,679,512
純資産合計	1,359,679,512
負債純資産合計	1,382,172,019

（2）【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)	
当中間計算期間 (自 2023年10月 5日 至 2024年 4月 4日)	
営業収益	
受取利息	10,837
有価証券売買等損益	△268,553
派生商品取引等損益	△10,804,130
営業収益合計	△11,061,846
営業費用	

当中間計算期間 (自 2023年10月 5日 至 2024年 4月 4日)	
支払利息	18,145
受託者報酬	133,440
委託者報酬	1,868,109
その他費用	1,918,948
営業費用合計	3,938,642
営業利益又は営業損失（△）	△15,000,488
経常利益又は経常損失（△）	△15,000,488
中間純利益又は中間純損失（△）	△15,000,488
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,520,000
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,520,000
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,840,000
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,840,000
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△20,320,488

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 (2024年 4月 4日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 200,000,000円 期中追加設定元本額 1,890,000,000円 期中解約元本額 710,000,000円
2. 受益権の総数	1,380,000口
3. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額 20,320,488円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 (2024年 4月 4日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	「中間注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
	(2)デリバティブ取引 「中間注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。
	(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項
(株式関連)

当中間計算期間末（2024年 4月 4日現在）

(単位：円)

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 売建	1,350,044,010	—	1,364,612,000	△14,567,990
合計		1,350,044,010	—	1,364,612,000	△14,567,990

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおります。
- 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

当中間計算期間末 (2024年 4月 4日現在)
1口当たりの純資産額 985円

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年 4月30日現在です。

【東証REITインバースETF】

【純資産額計算書】

I 資産総額	1,441,969,950円
II 負債総額	46,497,040円
III 純資産総額（I－II）	1,395,472,910円
IV 発行済口数	1,460,000口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	956円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額等（2024年4月末現在）

- ① 資本金 370百万円
- ② 発行する株式の総数 12,000株
- ③ 発行済株式の総数 7,400株
- ④ 直近5ヵ年における主な資本金の額の増減
該当事項はございません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機関

<株主総会>

株主総会は、株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の変更、利益処分承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役会は、取締役ににより構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

② 投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会

・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。
- ・委託会社が運用する証券投資信託は2024年4月30日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	80	738,881
単位型株式投資信託	45	123,774
単位型公社債投資信託	3	5,829
合計	128	868,484

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

(1) 年次財務諸表

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（自2022年4月1日

至2023年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2)中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨ててにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2023年4月1日 至2023年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 (2022年3月31日現在)		当事業年度 (2023年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)					
Ⅰ 流動資産					
1 現金・預金			3,898,319		4,107,025
2 直販顧客分別金信託			100		100
3 前払費用			17,430		17,671
4 未収委託者報酬			413,031		405,624
5 未収運用受託報酬			763,121		1,348,108
6 未収投資助言報酬			1,814		1,787
7 未収還付法人税等			52,993		—
8 未収還付消費税等			55,406		—
9 その他			129,185		119,887
流動資産計			5,331,401		6,000,204
Ⅱ 固定資産					
1 有形固定資産			13,296		10,649
(1)建物付属設備	*1	4,998		*1	4,354
(2)器具備品	*1	8,297		*1	6,295
2 無形固定資産			652		580
(1)電話加入権		652		580	
3 投資その他の資産			103,397		106,113
(1)投資有価証券		28,963		31,209	
(2)長期差入保証金		73,135		74,425	
(3)長期前払費用		1,298		478	
固定資産計			117,345		117,342
資産合計			5,448,747		6,117,546

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 (2022年3月31日現在)		当事業年度 (2023年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(負債の部)					
Ⅰ 流動負債					
1 預り金			97,104		91,733
2 未払金			1,567,182		1,695,625

3 関係会社未払金		5,112		4,950
4 未払費用		29,883		32,884
5 未払法人税等		—		658,862
6 未払消費税等		—		68,544
7 前受金		21,590		90,915
流動負債計		1,720,873		2,643,516
Ⅱ固定負債				
1 資産除去債務		25,382		25,506
2 繰延税金負債		641		535
固定負債計		26,023		26,041
負債合計		1,746,896		2,669,558
(純資産の部)				
Ⅰ株主資本				
1 資本金		370,000		370,000
2 利益剰余金				
(1)利益準備金	92,500		92,500	
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	3,240,213		2,984,385	
利益剰余金計		3,332,713		3,076,885
株主資本計		3,702,713		3,446,885
Ⅱ評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		△ 863		1,102
評価・換算差額等計		△ 863		1,102
純資産合計		3,701,850		3,447,988
負債・純資産合計		5,448,747		6,117,546

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	
		金 額		金 額	
Ⅰ 営業収益					
1 委託者報酬		4,257,570		4,006,593	
2 運用受託報酬		2,418,146		3,571,192	
3 投資助言報酬		5,415		6,796	
4 その他営業収益		180,444	6,861,576	164,385	7,748,968
Ⅱ 営業費用					
1 支払手数料		154,091		151,815	
2 調査費					
(1)調査費		53,797		57,566	
(2)委託調査費		117,540		249,174	
3 委託計算費		28,330		37,632	
4 通信費		4,204	357,964	6,066	502,255
Ⅲ一般管理費					
1 給料					
(1)役員報酬		1,713,300		1,714,000	

(2)給料・手当	402,317		413,762	
(3)賞与・退職金等	1,474,079		1,572,707	
2 交際費	9,183		9,265	
3 旅費交通費	1,535		14,865	
4 業務事務委託費	14,382		20,208	
5 租税公課	63,587		75,713	
6 不動産賃借料	114,419		116,691	
7 固定資産減価償却費	9,002		4,315	
8 諸経費	*1 231,894	4,033,702	*1 222,855	4,164,384
営業利益		2,469,909		3,082,327
IV営業外収益				
1 受取利息	207		3,769	
2 為替差益	16,962		14,889	
3 受取配当金	600		454	
4 還付加算金	—		606	
5 その他の営業外収益	200	17,969	—	19,718
V 営業外費用				
1 投資有価証券売却損	335		4	
2 その他の営業外費用	2	338	14	19
経常利益		2,487,541		3,102,026
VI特別損失				
1 固定資産除却損	0	0	72	72
税引前当期純利益		2,487,541		3,101,954
法人税、住民税及び事業税	686,411		958,360	
法人税等調整額	360	686,771	△ 582	957,778
当期純利益		1,800,769		2,144,176

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	4,639,448	4,731,948	5,101,948	742	5,102,690
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 3,200,004	△ 3,200,004	△ 3,200,004	—	△ 3,200,004
当期純利益	—	—	1,800,769	1,800,769	1,800,769	—	1,800,769
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	△ 1,605	△ 1,605
当期変動額合計	—	—	△ 1,399,234	△ 1,399,234	△ 1,399,234	△ 1,605	△ 1,400,839
当期末残高	370,000	92,500	3,240,213	3,332,713	3,702,713	△ 863	3,701,850

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本	その他 有価証券	
		その他 利益剰余金	利益剰余金			

		利益準備金	繰越 利益剰余金	合計	合計	評価差額金	
当期首残高	370,000	92,500	3,240,213	3,332,713	3,702,713	△ 863	3,701,850
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 2,400,005	△ 2,400,005	△ 2,400,005	—	△ 2,400,005
当期純利益	—	—	2,144,176	2,144,176	2,144,176	—	2,144,176
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	1,965	1,965
当期変動額合計	—	—	△ 255,828	△ 255,828	△ 255,828	1,965	△ 253,862
当期末残高	370,000	92,500	2,984,385	3,076,885	3,446,885	1,102	3,447,988

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年～18年
器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年2回受取ります。

(4) 成功報酬

成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

[会計方針の変更]

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による財務諸表に与える影響はありません。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

*1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物付属設備	53,963千円	54,607千円
器具備品	26,728千円	29,779千円
計	80,691千円	84,387千円

（損益計算書関係）

*1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
諸経費	18,000千円	18,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,200,004	432,433	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	2022年3月31日	2022年6月30日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	2022年3月31日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,000,005	270,271	2023年3月31日	2023年6月30日

（リース取引関係）

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1年以内	64,579	65,716
1年超	295,723	230,007
合計	360,303	295,723

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

② 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

③ 市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	28,963	28,963	—
資産計	28,963	28,963	—

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	31,209	31,209	—
資産計	31,209	31,209	—

（注）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	91	19,603	—
合計	—	91	19,603	—

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	21,310	—	—

合計	—	21,310	—	—
----	---	--------	---	---

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2022年3月31日）

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

投資信託については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用しております。なお、貸借対照表における当該投資信託の金額は28,963千円であります。

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	—	9,989	—	9,989
合計	—	9,989	—	9,989

(※) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,220千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	10,192	10,000	192
小計	10,192	10,000	192
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	18,770	19,767	△996
小計	18,770	19,767	△996
合計	28,963	29,767	△803

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	21,220	19,470	1,749
小計	21,220	19,470	1,749
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	9,989	10,100	△110
小計	9,989	10,100	△110
合計	31,209	29,570	1,638

2. 事業年度中に売却したその他有価証券
前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	10,096	—	335

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	291	—	4

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。

（退職給付関係）
該当事項はありません。

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	9,845千円	12,347千円
未払事業税	—	37,077千円
その他有価証券評価差額金	305千円	33千円
資産除去債務	7,772千円	7,809千円
繰延税金資産小計	17,922千円	57,268千円
評価性引当額（注）	△17,922千円	△57,268千円
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
還付事業税	△582千円	—
その他有価証券評価差額金	△59千円	△535千円
固定資産（除去費用）	△0千円	△0千円
繰延税金負債合計	△641千円	△535千円
繰延税金負債の純額	△641千円	△535千円

（注）評価性引当額が39,346千円増加しております。この増加の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が37,077千円増加したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因と

なった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	—
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	—
評価性引当額の増減	△3.1%	—
その他	0.0%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.6%	—
(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	25,137千円	25,382千円
時の経過による調整額	245千円	123千円
期末残高	25,382千円	25,506千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	3,039,151千円	2,981,832千円
運用受託報酬	1,392,773千円	2,020,329千円
投資助言報酬	5,415千円	6,796千円
成功報酬	2,243,791千円	2,575,624千円
顧客との契約から生じる収益	6,681,132千円	7,584,583千円
その他の収益	180,444千円	164,385千円
外部顧客への売上高	6,861,576千円	7,748,968千円

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

I 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,257,570	2,418,146	5,415	180,444	6,861,576

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,006,593	3,571,192	6,796	164,385	7,748,968

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

日本	香港	その他	合計
4,532,433	2,031,494	297,649	6,861,576

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

日本	香港	その他	合計
4,499,017	2,604,367	645,582	7,748,968

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント (香港) カンパニー・リミテッド	2,031,494	投資運用・顧問業

(注) 委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント (香港) カンパニー・リミテッド	2,604,367	投資運用・顧問業

(注) 委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員 の兼任	経営指導・管理料 の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員 の兼任	経営指導・管理料 の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 取引金額は、契約指導及び管理に関する契約並びに関連契約に基づき、予め定められた条件によ

り報酬の支払いを行っております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・アセット・マネジメント(香港)カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資運用業 及び 投資信託 事務委託業	—	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬の 受取(注)	2,031,494	未収運用 受託報酬	706,700

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・アセット・マネジメント(香港)カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資運用業 及び 投資信託 事務委託業	—	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬の 受取(注)	2,604,367	未収運用 受託報酬	1,281,933

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. シンプレクス・アセット・マネジメント(香港)カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	500,250円09銭	1株当たり純資産額	465,944円37銭
1株当たり当期純利益金額	243,347円25銭	1株当たり当期純利益金額	289,753円61銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	1,800,769千円	2,144,176千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	1,800,769千円	2,144,176千円
期中平均株式数	7,400株	7,400株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科目	期別	当中間会計期間末 (2023年9月30日現在)	
		金 額	
(資産の部)			
Ⅰ 流動資産			
1 現金・預金			2,700,246
2 顧客分別金信託			100
3 前払費用			37,340
4 未収委託者報酬			528,022
5 未収運用受託報酬			348,700
6 未収投資助言報酬			15,650
7 その他			131,407
流動資産計			3,761,467
Ⅱ 固定資産			
1 有形固定資産			9,058
(1)建物付属設備	*1	4,032	
(2)器具備品	*1	5,026	
2 無形固定資産			580
(1)電話加入権		580	
3 投資その他の資産			105,495
(1)投資有価証券		31,463	
(2)長期差入保証金		73,963	
(3)長期前払費用		68	
固定資産計			115,134
資産合計			3,876,602

(単位：千円)

科目	期別	当中間会計期間末 (2023年9月30日現在)	
		金 額	
(負債の部)			
Ⅰ 流動負債			
1 預り金			87,817
2 未払金			61,463
3 関係会社未払金			4,950
4 未払費用			44,055
5 未払法人税等			641,582
6 未払消費税等			98,838
7 前受金			44,201
流動負債計			982,909
Ⅱ 固定負債			
1 資産除去債務			25,506
2 繰延税金負債			687
固定負債計			26,193
負債合計			1,009,103
(純資産の部)			
Ⅰ 株主資本			
1 資本金			370,000
2 利益剰余金			
(1)利益準備金		92,500	

(2)その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,403,600	
利益剰余金計		2,496,100
株主資本計		2,866,100
Ⅱ評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		1,398
評価・換算差額等計		1,398
純資産合計		2,867,498
負債・純資産合計		3,876,602

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

科目	期別	当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
		金 額
I 営業収益		
委託者報酬		2,530,998
運用受託報酬		778,548
投資助言報酬		22,208
その他営業収益		6,332
営業収益計		3,338,088
Ⅱ営業費用		207,053
Ⅲ一般管理費	*1	1,187,595
営業利益		1,943,439
Ⅳ営業外収益		
受取利息		2,784
為替差益		80,507
営業外収益計		83,291
V 営業外費用		
その他		4
営業外費用計		4
経常利益		2,026,726
Ⅵ特別利益		
保険金収入		297
特別利益計		297
税引前中間純利益		2,027,023
法人税、住民税及び事業税		607,803
中間純利益		1,419,219

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	370,000	92,500	2,984,385	3,076,885	3,446,885	1,102	3,447,988
当中間期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 2,000,005	△ 2,000,005	△ 2,000,005	—	△ 2,000,005
中間純利益	—	—	1,419,219	1,419,219	1,419,219	—	1,419,219
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	—	—	—	—	—	295	295
当中間期変動額合計	—	—	△ 580,785	△ 580,785	△ 580,785	295	△ 580,489

当中間期末残高	370,000	92,500	2,403,600	2,496,100	2,866,100	1,398	2,867,498
---------	---------	--------	-----------	-----------	-----------	-------	-----------

重要な会計方針

期 別	第 25 期 中 間 会 計 期 間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月 30日)
項 目	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
2.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備 10年～18年 器具備品 3年～15年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。
3.収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。 また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年2回受取ります。 (4) 成功報酬 成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

注記事項
(中間貸借対照表関係)

第 25 期 中 間 会 計 期 間 末
2023年9月30日現在

※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	54,929千円
器具備品	31,048千円

(中間損益計算書関係)

第 25 期 中 間 会 計 期 間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月 30日)	
※1 減価償却実施額 有形固定資産	1,590千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第25期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間増加 株式数	当中間会計期間減少 株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,000,005	270,271	2023年3月31日	2023年6月30日

(リース取引関係)

第 25 期 中 間 会 計 期 間 末 (2023年9月 30日)	
1.オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
一年以内	65,716千円
一年超	197,149千円
合計	262,865千円

(金融商品関係)

第25期中間会計期間末（2023年9月30日）

1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	31,463	31,463	—
その他有価証券			
資産計	31,463	31,463	—

(注) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券	—	10,030	—	10,030
合計	—	10,030	—	10,030

(※) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24- 3 項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。中間貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,433千円であります。なお、期首残高から中間期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)
 1. その他有価証券

第25期中間会計期間末（2023年9月30日）

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	12,246	10,000	2,246
小計	12,246	10,000	2,246
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	19,217	19,377	△160
小計	19,217	19,377	△160
合計	31,463	29,377	2,086

(デリバティブ取引関係)
 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
 第25期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	25,506千円
時の経過による調整額	—千円
当中間会計期間の期末残高	<u>25,506千円</u>

(収益認識関係)

第 25 期 中 間 会 計 期 間

（自 2023年4月 1日
至 2023年9月 30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

委託者報酬	1,653,204千円
運用受託報酬	745,976千円
投資助言報酬	22,208千円
成功報酬	910,366千円
顧客との契約から生じる収益	3,331,755千円
その他の収益	6,332千円
外部顧客への売上高	3,338,088千円

（セグメント情報等）

第25期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	2,530,998	778,548	22,208	6,332	3,338,088

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
2,573,102	673,081	91,905	3,338,088

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント（香港） カンパニー・リミテッド	673,081	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第 25 期 中 間 会 計 期 間

（自 2023年4月 1日
至 2023年9月 30日）

1株当たり純資産額	387,499円79銭
1株当たり中間純利益金額	191,786円48銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	1,419,219千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	1,419,219千円
期中平均株式数	7,400株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (2023年3月末現在)	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,505百万円 (2022年12月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円 (2022年12月末現在)	
野村證券株式会社	10,000百万円	
パークレイズ証券株式会社	38,945百万円 (2022年12月末現在)	

独立監査人の中間監査報告書

2024年6月14日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山口 健志
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東証REITインバースETFの2023年10月5日から2024年4月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東証REITインバースETFの2024年4月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年10月5日から2024年4月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2023年6月29日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 米 永 隆 司

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月28日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士 高橋 秀和
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 倉持 奈美子
業務執行社員	

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。